

令和3年度村山市農作業賃金・機械利用料標準

1. 賃金の部（実労働8時間）

一般農作業 7,200円

(1) 上記賃金は標準を示すものです。作業の種類による差額については両者で協議して決めてください。

(2) 下記の表にない作業、その他危険作業の場合は、一般農作業賃金に割増しすることができます。

2. 機械の部

(下記の金額には、消費税が含まれています。)

作業種目	単位	金額	備考
田 耕 う ん	10アール	7,300円	
代 か き	〃	10,000円	
畑 耕 う ん	〃	7,100円	2回耕うんは3,300円加算
田 植	〃	7,900円	側条施肥は1,500円加算 箱施用薬剤散布料は500円加算 肥料代別途
育 苗	1箱	770円	種子代含む
コ ン バ イ ン	10アール	30,700円	刈取17,800円、籾運搬1,200円 生籾乾燥11,700円
仕 上 げ 乾 燥	60kg	770円	
籾 摺 調 整	〃	810円	
畔 塗	1m	55円	片側機械ぬり
スピードスプレー防除	100ℓ	1,190円	薬剤は委託者持ち
動力噴霧機防除	100ℓ	730円	薬剤は委託者持ち
畦 草 刈	1時間	1,700円	刈払機械損料・燃料代含む

※ 賃金の部及び機械の部は基盤整備された農地の作業とします。

※ 特殊なもの及び湿田、作業不便なものは、両者協議のうえ決定し、誠意をもって実施してください。

令和3年4月1日

村山市農作業賃金・機械利用料標準策定協議会
村山市農業委員会